

令和6年7月11日

熱中症対策に関するお知らせ

熱中症の予防等の健康面の配慮から、貸部屋の利用日を対象に、神奈川県で熱中症特別警戒アラート(※)が発令され、利用日前日または当日の利用開始前までに熱中症予防等、健康面の配慮を理由とした利用(の許可)の取消しの申し出があった場合は、利用料金の徴収は行いません。また既納の場合には、利用料金の返還を行います。

夏季における施設利用の際は、適宜休憩や水分塩分補給を行う、激しい運動は避けるなど熱中症の予防等の健康面の配慮を行っていただきますようお願いいたします。

※熱中症特別警戒アラート

神奈川県内の5地点すべての暑さ指数情報提供地点(海老名、横浜、辻堂、小田原、三浦)において、暑さ指数の予測値が35に達する場合、前日の午後2時頃に環境省より発表されます。

南センター